

未利用地活用についてよくあるご質問

Q1 個人でも提案できますか。

A1 法人・個人を問いません。

Q2 提案に費用はかかりますか。

A2 提案自体に費用はかかりません。

Q3 相談だけでも可能ですか。

A3 可能です。事前相談大歓迎です。

Q4 なぜ地下埋設物等がある土地を募集対象としているのですか。

A4 過去に使用していた公共建築物や地下埋設物等が残地されている市有地についても、土地の特性を踏まえた活用方法が考えられる可能性があることから、民間事業者様等の自由な発想やノウハウを活かした提案を求めるものです。

本募集は、具体的な事業化を前提とするものではなく、市と民間事業者等が対話を重ねながら、活用の可能性を探ることを目的としています。

Q5 地下埋設物の内容は把握されていますか。

A5 地下埋設物等については、過去の資料や土地利用履歴等により把握している情報を提供しますが、詳細な内容や範囲については、必ずしも明らかになっていない場合があります。

なお、提供する情報は、その内容を保証するものではありません。

Q6 建物の利用は可能ですか？

A6 地上に残っている建物については、老朽化しているため利用できません。建物部分を活用する場合は、建物を撤去する必要があります。また、建物がない土地についても、地下埋設物等が残置されていることから、建物の新築を前提とした活用は、制約が生じる可能性があります。具体的な可否については、提案内容や活用方法に応じて、関係法令や安全性等を踏まえ、個別に協議することになります。

Q7 土地の売却は可能ですか。

A7 現時点では、対象地の多くについて、売却を前提とした活用は想定していません。

活用方法については、貸付や暫定利用など、提案内容を踏まえ、市とご提案者との協議により検討します。

Q8 どのような活用提案が想定されていますか。

A8 建物の整備を伴わない活用や、暫定的・段階的な活用を含め、柔軟な提案を想定しています。

【提案内容の一例】

- ・駐車場、広場、イベント利用等の暫定的活用
- ・地域交流やコミュニティ形成につながる活用
- ・福祉、子育て支援、交流拠点としての活用
- ・その他、土地の特性を生かした提案

※上記は一例であり、これらに限定されるものではありません。

Q9 用途地域が住宅地ですが、事業利用は可能ですか。

A9 対象地の多くは、用途地域が第1種住居専用地域等の住宅地に位置しています。このため、周辺の住環境との調和や、関係法令を踏まえた活用が求められます。
具体的な活用内容については、提案内容を踏まえて協議します。

Q10 調査や試掘を行うことはできますか。

A10 調査や試掘の可否や方法については、提案内容や目的に応じて、市と提案者との協議により判断します。
なお、調査に要する費用や手続については、原則として提案者の負担となります。

Q11 地下埋設物の撤去や処理費用は市が負担しますか。

A11 地下埋設物等の撤去や処理に係る費用は多額になることから、近いうちに市で実施することは想定していません。早急に撤去等が必要な場合は、原則としてご提案者の負担となります。具体的な取り扱いについては、協議の中で整理します。

Q12 提案が採用されなかった場合、提案内容はどうなりますか。

A12 提出された提案内容は、市において検討資料として活用しますが、第三者に無断で提供することはありません。
なお、提案が採用されなかった場合でも、提案に要した費用等について市は補償しません。